

第百二回 参議院大蔵委員会會議録第三号

昭和六十年二月十二日(火曜日)
午前十時二十分開会

委員の異動

十二月二十一日

辞任

塩出 啓典君

補欠選任

桑名 義治君

辞任

岩動 道行君

補欠選任

大浜 方栄君

福岡日出磨君

栗林 卓司君

杉元 恒雄君

小西 博行君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

藤井 裕久君

伊江 朝雄君

大坪健一郎君

藤井 孝男君

竹田 四郎君

桑名 義治君

大浜 方栄君

梶木 又三君

倉田 寛之君

下条進一郎君

杉元 恒雄君

中村 太郎君

藤野 賢二君

宮島 汎君

矢野俊比古君

吉川 博君

赤桐 操君

大木 正吾君

鈴木 和美君

衆議院議員

大蔵委員長代理

大蔵委員長代理

政府委員

大蔵政務次官

大蔵大臣官房審

議官

大蔵省主計局次

長

国税庁直税部長

兼国税庁次長心

得

事務局側

常任委員会専門

員

説明員

農林水産省農畜

園芸局審議官

食糧庁管理部企

画課長

多田 省吾君

近藤 忠孝君

小西 博行君

青木 茂君

野末 陳平君

熊川 次男君

上田 卓三君

江島 淳君

大山 綱明君

平澤 貞昭君

富尾 一郎君

河内 裕君

京谷 昭夫君

馬場久萬男君

た。

また、本日、栗林卓司君が委員を辞任され、その補欠として小西博行君が選任されました。

○委員長(藤井裕久君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、この際、その補欠選任を行いたいと思存いたします。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(藤井裕久君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に桑名義治君を指名いたします。

(拍手)

速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(藤井裕久君) 速記を起こして。

○委員長(藤井裕久君) 次に、昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院大蔵委員長代理熊川次男君から趣旨説明を聴取いたします。熊川次男君。

○衆議院議員(熊川次男君) ただいま議題となりました昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、去る八日、衆議院大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出いたしましたものであります。

御承知のとおり、政府は、昭和五十九年度にお

きまして米の生産抑制の徹底と水田利用の再編成を図るため稲作転換を行う者等に対し、水田利用再編奨励補助金を交付することとしたしておりますが、本案は、この補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、おおむね次のような特例措置を講じようとするものであります。

すなわち、同補助金のうち個人が交付を受けるものについては、これを一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は一時的所得の必要経費とみなし、また、農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合には、圧縮記帳の特例を認めることとしたしております。

なお、本案による国税の減収額は、昭和五十九年度において約九億円と見込まれるのでありまして、衆議院大蔵委員会におきましては、本案の提出を決定するに際しまして、内閣の意見を求めましたところ、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上がこの法律案の提案の趣旨とその概要であります。何とぞ速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(藤井裕久君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○赤桐操君 この法律案は、農業政策上支出される補助金について、これを受ける側の減税措置、つまり補助金に対する租税の特別措置であり、毎年単独立法で議員提案として出されてきております。

農水省の見解によりますれば、補助金の性格に

つては、農業者に稲作からの転換を要請するという国の異例の措置に関する一種の補償的な性格を有するものであるということにいたしておきまして、したがって農業者の協力を得る上で税制上の特例措置はぜひとも必要なんだ、こういう観点に立っているわけでありまして、しかし、この事業も既に第一期、第二期を終わりました第三期に入っているわけでありまして、こうした過去の経過から考えてみますときに、いつもこうして議員提出の法律という形で出ていくということについては、いささかこれは疑問を生ずるところでありまして、なぜここまで来たならば政府提案として本格的に提案してこないのか、こういうように私は考えるわけでありまして。

この点をひとつ大前提として、いろいろ御質問申し上げるわけがありますが、その前に伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(江島清君) 今赤桐先生の御質問がございましたが、毎年のことごとくありますが、御案内のとおり、現行の所得税法の考えに立ちますと、確かにこの種の補助金は、米の生産にかかわる事業所得にかかわるものとして、税制上事業所得に含めて考えるのが筋であると考えているわけでございます。

また、一時所得というものは文字どおり一回限りの一時的な所得でございます、この種の補助金のように数年間にわたって交付されているものについては、これを一時所得として取り扱うことは現行税法の考え方にはなじまないというのも事実でございます。

しかしながら、これらの補助金は農家に稲作からの転換を要請するという国の異例の政策に基づきまして、国会の御意思で特に一時所得として取り扱うという措置を講じておられるところでございますので、毎年のことごとくありますが、あえて反対しないという態度で処置しておられるのが実情でございます。

○赤桐操君 余り納得できない御答弁でございます。

大蔵省側の見解がそうであるならば、農林省側の見解をひとつ伺っておきたいと思ひます。

○説明員(京谷昭夫君) 水田利用再編奨励金につきましてこのような措置をとっていただくことをお願い申し上げておりますことは、私どもいたしまして、水田利用再編対策という米の過剰発生を防止するために大変重要な施策であり、これを円滑に進め、また転作に御協力をいただく農家の経済の安定を図るという観点からこのような措置を従来からとっていただいておりますわけでございます、財政当局の御見解等も踏まえましてこのようない形でお願い申し上げておることを御理解いただきたいと思ひます。

○赤桐操君 それでは重ねて申し上げますが、最初の一年、二年ならば話はわかるのです。しかし、これはもう二期終わって三期に入っている。こういう段階でおかつこのような暫定的な形がとられていくということについては、これはこの際根本的に御検討願ひたい、次回からはひとつ考え直してもらいたい、こういうように提起をしておきたいと思ひます。

それから次に、続いて申し上げたいと思ひますが、この事業も大体これで二期を終わって三期目半ばに入るわけでありまして、少なくとも奨励金というものがそういう形で行われてきている以上は、それは一つの政策目的があつて行われているわけでありまして、それがどのような成果を上げていくかということについては当然考えていかねければならないものであらうと思ひます。

そこで、いろいろ今までこれに対する批判や注文が出ていますのでありますのでこの際ひとつ伺っておきたいと思ひますが、財政制度審議会の方から出ている問題点としては、水田利用再編対策委員会が昨年一月の段階で報告した内容によりますれば、食糧管理費の三分の一を上回っている。五十九年度の食糧管理費は八百三十二億、このうちの三分の一を超えてそれは二千七百二十九億、三三・六%に及ぶ状況になっている。これは転作などを推進すればするほど財政負担が大きくなつて困るではないか、こういう見解を明らかにしているんですね。

それから次に、会計検査院の方の見解では、水田利用再編対策事業については、五十八年十一月に、事業の効果が十分発現していないと認められる事態が多数見受けられる、抜本的な改善を求め、こういう見解が表明されておるわけでありまして。

以上のような形が出ていますのでありますが、少なくともこの第三期の対策の中ではどのようにいうものを受けて行われてきているのか、この点を伺っておきたいと思ひます。

○説明員(京谷昭夫君) ただいま先生から御指摘がございましたように、この水田利用再編対策事業、昭和五十三年から十一年の計画で発足をしておるわけでございますが、御指摘にもございまして、第一期三年、第二期三年、第三期をただいま進めておるわけでございますが、五十九年度から三十二年というところで進めておるわけでございます。それで、この水田利用再編対策につきましても、御指摘にもございまして、相当多額の財政負担を伴つて実施しておりますことから、お話のございました五十九年一月に財政制度審議会から、第三期対策を発足するに際しまして、財政負担の軽減あるいは事業効果の確保という観点から種々の指摘を受けたわけでございまして、そしてまた、これまた御指摘いただいておりますように、五十七年度の決算結果報告という形で会計検査院からもこの事業について各種の指摘を受けたわけでございまして、私どもいたしましては、それらの指摘等を踏まえまして、第三期対策の発足に当たりまして、各種の改善措置を加えて発足をさせたつもりでございます。

その主要な点を申し上げますと、第一には、奨励補助金として出しております金のうち、基本額につきまして一律八千円の単価引き下げを行う。さらにまた、加算制度につきましても、従来の加算制度につきましても見直しを行いまして新たな編成を行った。さらにまた、奨励補助の対象にいた

しております飼料用青刈り稲についての補助の仕組みを改善するとか、あるいは、転作の形態としては比較的私どもとして避けたいと思つております保全管理形態への奨励金単価については、さらに引き下げを行う等の各種の工夫を凝らすと同時に、転作物がより安定的に定着をしていくというこのための指導体制を、さらに一層強化したつもりでございます。

ただ、御案内のとおり、この対策は事業主体が三百万戸にも上る稲作農家を対象にしておりますので、この仕事の趣旨なり実行過程について末端におきます指導がなかなか行き渡らないというふうな問題もございまして、私ども、従来より以上末端におきます理解を深めまして、各種の御批判、指摘にこたえるように今後とも努力をしてみたい、かように考えておる次第でございます。

○赤桐操君 大体この奨励金というのは、一定の期限というものがあつて、その中で政策効果がいろいろと評価されることになつておると思ふんです。今の流れを見ていると、余りこれはなされてきていないのではないだろうか、そういう感じがするわけでありまして、政策効果というものを常に考えながら、あるときにはまた多額なものを出す必要がある場合もあるであらうし、場合によってはまたつめなきやならぬともあるであらうと思ふ。あるいはまた、地域によつてまた異なる場合もあり得るわけでありまして、そうした面におけるところの基本的な検討というものが私はぜひ求められてきているのではないかと思ひますが、この点はいかがですか。

○説明員(京谷昭夫君) 水田利用再編対策のあり方につきましては、私どもいろいろな形で議論をしておるわけでございますが、御承知のとおり潜在的に米の生産力が必要動向に比べて過剰であるという実態のもとで、どうしてもこれを進めていかなければいけないという実情にあることをひとつ御理解いただきたいと思います。

従来の施策の推進の過程で、私ども毎年、目標面積を設定いたしまして進めておるわけござい

ますが、ともかくこの目標面積を円滑に達成してきておりまして、末端の稲作農家におきまして、この施策の必要性なりあるいはその効率的な実施についてそれなりの御理解を得ておるものというふうに考えておるわけでございます。

ただ、財政負担の問題等もございまして、できるだけこういった奨励体制から脱却を図る必要があるというふうな問題提起を、財政審議会あるいは臨時行政調査会からも受けておるわけでございます。米の需給をめぐる状況が先ほど申し上げましたように大変過剰基調ではございますが、できるだけ早急に米以外の作物が定着をしていくような施策も含めまして、私も米の需給に対応した各地域の農業のあり方を発掘してまいりたいと考えておりまして、第三期対策を五十九年から三カ年、六十一年までの計画で進めておりますが、それ以降のあり方につきましては、今後私どもとしても真剣に検討をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○赤桐操君 次に私は、米の備蓄の問題について伺っておきたいと思っております。

農水省は、五十九年度から実施されてきた水田利用第三期対策の中で、五十九年度産米から毎年四十五万トンずつ在庫を増やしていき、昨年十月末の期末在庫と合わせまして三年後には百四十五万トンの備蓄を図りたい、こういう計画を明らかにしてきておると思っております。

そこで伺いたいと思うんですが、去年は大変米が豊作であつたわけでありまして、それまでの四年間というのは不作であつた、冷害であつた。そういう中で、昨年の段階では先食いをしなければならぬということで、かなりの数量の先食いが行われた。たまたま韓国米とかあるいはまた豊作、こうしたものの条件が重なつたためにその大部分は埋め合わせることができたが、かなりのものがまだ実は埋め合わせが残っている、こういうふうに聞いておりますが、その実情はどうなつておりますか。

○説明員(京谷昭夫君) 御指摘のように、最近の

米の作況でございまして、五十五年から四年にわたりまして、異常気象ということもございまして、作況が不良の状況でございました。五十八年までは従来からの過剰米の処理で特設需給上の問題が出なかつたわけでございますが、五十九年の端境期に先生御指摘のような問題もや出たわけでございまして、五十九年の天候が非常に恵まれたというところもございまして、御案内のとおり大変良好な作況が五十九年産米には確保できたわけでございまして、その結果、端境期におきましてある程度の先食いをしたわけでございますが、第三期対策の発足時に私も設計をいたしました在庫積み増しの計画につきましては、今後平年作が確保できれば十分な在庫量が確保できるというふうに考えてございまして、需給上特段の不安はないというふうに考えておるところでございます。

○赤桐操君 需給関係に不安がないと言われるんですけれども、百四十五万トン完全にできますか。三年後にできるんですか。第三期の中でこれが達成できますか、本当に。私もいろいろいただいてる資料や、また別個に入ってきている資料等から見るならば、とても百四十五万トンは達成できないだろうと言われておる。私も百四、五十万トンは不足だと言っているんです。

社会党は二百萬トンを要求しているんですけれども、それはともかくとして、政府みずから明らかにしている百四十五万トンが第三期の中で本当に達成できるんですか。私は、率直に申し上げるんです。したがって、こういう減反政策を進めていったんではこの備蓄は不可能だ、こういうふうに考えるんです。

もうこの段階にきたならば、抜本的に考え直す必要があるのではないか、減反政策を緩めるべきではないのか、こう私は考えるんです。そういう観点に立つて申し上げておるんですが、御答弁願います。

○説明員(京谷昭夫君) 備蓄の数量につきましていろいろの御議論がございまして、私どもも承

知をしております。

私も、備蓄数量を考える際に、一つには不作時におきましてこの備蓄の取り崩しを考えていく必要があるわけでございますが、その場合におきましてもやはり、消費者の方がいわば古米を消費するのには嗜好上一定の限界があるということが一つ。それから第二には、備蓄に伴いまして金利あるいは保管料等につきまして相当の財政負担を伴うというふうな問題がございまして、それらの状況を踏まえながら適正な在庫量を考える必要があるというふうに考えておるわけでござい

ます。その結果、先ほど申し上げましたとおり、第三期対策の設計におきましては、毎年度四十五万トンの在庫積み増しを図りまして最終的には百四十五万トン、約百五十万トン程度の在庫を確保すればよろしいのではないかと、このような判断で現在の施策を進めておるわけでございます。それに対応しまして稲作転換対策、この水田利用再編対策の各年の具体的な内容を決めておるわけでござい

ますが、作況の状況を踏まえながらこの調整面積を弾力的に運用しておるところでございます。例えば、六十年度の水田利用再編対策の設計に当たりましては、この三期の計画が一応三年間を通じまして六十万ヘクタールということとござい

ましたが、五十九年におきまして端境期における需給事情等も考えまして、当初設計の六十万ヘクタールから二万六千ヘクタールを調整いたしました。六十年度につきましては五十七万四千ヘクタールというふうな若干の軽減措置を加えて実行に当たろうというふうに考えておるところでござ

いまして、そういったこと等を通じて米の在庫について不安が生ずることのないように対処してまいりたいというふうに考えておるわけでござい

ます。ということで、米の需給調整について何らかの措置をとっていく必要があるという基本的な認識を持つております。

○赤桐操君 一月二十日の日経で「主食はコメ」九割超す、こういう見出しが出ていますね、米の問題が。この総理府調査によると、食糧自給について大変に、六五%の人が不安を持っておるんです。しかも最近の傾向では、若い人が米を食ひ始めてきている。終戦直後におけるパンが普及されたころは一時米は大部分その利用度が低くなつてしまつたけれども、最近再びこれが盛り上がりつつある。こういう状況からしてみますと、今の審議官の御答弁は訂正をされる必要があるのではないかと、こう思っておりますので、この点ひとつ私の見解を表明して、終わりたいと思ひます。

○委員長(藤井裕久君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、福岡日出磨君、岩動道行君が委員を辞任され、その補欠として杉元恒雄君、大浜芳栄君がそれぞれ選任されました。

○桑名義治君 五十三年度から実施されました水田利用再編成対策は、米が過剰であるために米から他作物に転換せよという国策に對しまして農家の協力を求めているのでありますから、したがって転作奨励補助金に対する税制上の優遇措置を講ずる必要性のあることは理解ができるわけでござい

ます。その事情からして当然、先ほどから議論になっておりましたが、政府提案とすべきではないか、このように私たちも思っているわけでござい

ます。そこで、五十九年度も議員立法にしなければならなかつた理由をお伺いするとともに、仮に一時所得扱いというのが税の理論上無理であるならば、実質的に同じような取り扱いを別な形できちんとした処理をする考えはないのかどうか。この点について伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(江島淳君) お答え申し上げます。

先ほど赤桐先生の御質問にもお答え申し上げたわけでございますけれども、またそれと重複するようなお答えになるかと存じますが、現行の所得税法の考えに立ちますと、この種の補助金は本来事業所得に含めて考えるのが筋であるということでございます。しかし、先ほどからお話し申し上げておるように、非常に我が国の農業の置かれた現状にかんがみまして、特に稲作からの転作を要請するという異例の政策に基づき、一種の補償的な性格を有するものでございますので、したがって、農家の税負担を軽減し御協力を得るという観点から、今までも国会の御意思で一時所得で扱うという措置が講じられていたのでございす。これが今までの実質的なところでございす。

そういったしますと、形式的に申しますと、今度は各年度の奨励補助金は国会の予算議決を経る必要があるということになりまして、その税制の取り扱いについても毎年お諮りするということになるわけでございます。たびたび申し上げておりますように、それに対して国の非常に高い次元から農家の税負担を軽減するということに対して、私の方といたしましてはあえて反対をしないということと措置しておりますので、今までのようなことになっておるといふに御理解いただきたいと思います。

○桑名義治君 その点については、前半で質問の中にも一応理解を示しているわけでございますが、仮に一時所得扱いというのが税の理論上無理であるならば、実質的に同じような取り扱いを別な形できちんとした処理をする考え方がないかどうかということをお伺いしているわけでございます。

○政府委員(大山綱明君) ただいまの先生の御質問でございますが、別の形というのにつきましても、先生の何か具体的なお考えがあるのでございまして、私どももちょっと、別の形というものでどういふものが考えられますのか、先ほどから政務次官がお答え申し上げておりますように、やはり事業所得であるというのが本来の姿であるということでございます。ですから、税法上それ

以外の形を政府として御提案申し上げるというのはいささか私どもの限界を超えておるといふのが私どもの考え方でございます。何か具体的なお考えがございましたら、またそれに即してお答えを申し上げます。

○桑名義治君 時間もございませぬので、その点は後でまたお話しを申し上げたいと思つております。

次に、ちよつと農水省にお伺いしておきたいと思つて、毎年二千億円という財政負担を要する米の生産調整政策が将来にわたって続くものとするならばこれは一考を要する問題だろうと思つて、非常に難しい問題ではございす。この点についてはどういふふうに農水省としてはお考えになっておられますか。

○説明員(京谷昭夫君) 御案内のとおり、水田利用再編対策、昭和五十三年からの十カ年の計画で第一期を終りまして五十九年から三カ年の計画で第二期を終りまして五十九年から三カ年の計画で第三期対策と、まあいわば最終ステージを迎えておるわけでございます。これを、六十年一年まで一応現在具体的な施策内容を決めておるわけでございますが、その後どのような施策を考えていくかという課題、私どもも大変重要な検討課題であろうと考えておるわけでございます。基本的には米の過剰基調というものがまだ存在しておる、そういう中でのような形でこの過剰を回避し、米以外の作物への転換定着を図っていくという課題が私どもの課題としてあるわけでございます。今後早急に研究、検討を進めなければいけないというふうに思つておりますけれども、具体的にその施策内容をこの三期対策の後どういふ形で進めていくかということにつきましては、今しばらくの御猶予を賜りたいと思つてございす。

○桑名義治君 ちよつと補助金のあり方についてお尋ねをしておきたいと思つております。今国会は数多くの法律案が国会に提出をされておりまして、本法案のほかに国の補助金等の整理

及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案、いわゆる補助金一括整理法案が提出をされているわけでございます。そこで今回は、それぞれの法案と密接な関係にある米の補助金のうちの比重の大きい自主流通助成の奨励金問題について、若干お尋ねをしてみたいと思つております。

自主流通制度は、昭和四十四年に創設されて以来、今日まで既に十六年を経過しております。この制度が設けられた当初は、この制度の円滑な実施を図るために助成をすることも必要である。四十四年度米では販売促進費として二億九千九百五十万円が計上されておりますが、それ以後各種の奨励金が設けられて、今日までそれなりの役割を果たしてきたところであります。しかし今日では、自主流通米は政府買入れ量を上回るほど、いわゆる順調に流通をしておりますし、もはや時間の経過から見ても、また米の流通の実態から見ても、本制度が順調に定着したと見るのは歴然としております。

そこで、自主流通制度の定着の是非について農林水産省及び大蔵省の所見をまず伺つておきたいと思つております。

○説明員(馬場久義君) お答え申し上げます。先生おっしゃりますように、自主流通米につきましては十年余にわたる助成措置を講じてきたわけでございますが、おかげさまで現在大抵主食の四割強の自主流通米が流通するに至つておるわけでございます。ただしこれはあくまでも政府の助成を前提として成り立つておるものでございまして、今お触れになりました販売促進費というようなものにつきましても、これは自主流通制度ができたときから続いているわけでございますが、自主流通米を御案内のように政府の手を通さずに集荷団体の自主的な努力で販売していくという上で、年間を通じて安定した価格で供給するために必要な金利、保管料、こういうものを補助しているわけでございます。

これは政府が直接お米を管理する場合でも当然かかる経費でございます。こういうものについて

では財政負担をするという形で助成をしてきていたわけでございます。これがなくなりまして販売業者としては、秋に集荷して早く売り急ぐとか、あるいは端境期まで持つていくと、安定した供給をしなくなるおそれもあるわけでございます。またそのほかにも、良質米奨励金あるいはその他の助成がございまして、それぞれ、農家が生産した米を自主的に販売していく上で必要なものということで、私どもも位置づけておるわけでございます。ただし、その内容につきましては、例えば販売促進費につきましても、金利、保管料、あるいは対象数量等について、そのときどきの事情を見ながら見直しをしておるところでございます。

○政府委員(平澤貞昭君) この自主流通米助成につきましても、委員の御指摘をまづまでもなく、臨調答申等にも、これについてはより合理的な仕組みに持つていくという話があるわけでございます。そういう中で我々もいたしまして、農林当局が今お話ししましたような中で、この制度につきましても縮減合理化を図つてきております。

例えば、お話しに出ております通年販売促進費につきましても、六十年度予算においてこの金倉の助成対象期間を九カ月から八カ月に減らしていくというようにもやっておりますし、その他もろもろの措置をとつてきているというのが現実の姿でございます。

○桑名義治君 今の御答弁の中で、経費の節減を図っている、こういうふうにお話ございましたけれども、五十九年度の自主流通米の助成は一千三十八億円、ところが六十年年度には一千五百二十億円と、逆に十四億円も歳出削減の中にあって増加をしているというふうな形になっているわけでございます。これは先ほどの非常に制限をしている、削減をしているというお話の中から考えますと、どうもその理由がはつきりしないわけでございます。また大蔵省は、この奨励金を査定する段階でこの増額についてどのような判断をなさつたのか、お

伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(平澤貞昭君) 今おっしゃいました千五十二億円と若干増になつておりますのは、この自主流通米の對象のトン数が三百二十万トンから三百四十五万トンということだから大きく伸びている、その中でこの経費の方が若干の増ということでございますが、したがって中身としては、先ほど申し上げましたように、通年販売促進費につきましても合理化縮減しております、数字で申し上げますと五十九年度二百八十億円を二百二十二億円に削減しているというふうな、もう一つの措置をとつておられるということでございます。

○桑名義治君 自主流通助成の中に通年販売促進費がありますが、これなどは自主流通米が客觀的に見て円滑に機能している以上、今日も果たして必要なかどうかという問題があつたわけでございますが、この問題は、販売促進費は今回は削つたということでございますか。

○政府委員(平澤貞昭君) おっしゃるとおりでございます。

○桑名義治君 次に、米の売買逆ざやについて食糧庁の資料によりますと、五十九年度の場合が三・四％であつたものが六十年年度には一・九％に縮小する予定となつております。その差が一・五％改善されることになっておりますが、この調子でいけば、従来から臨調が指摘していた売買逆ざやは昭和六十二年度には解消されることが期待されております。政府もその方向で努力するものと思ひますが、そこで、売買逆ざやを昭和六十二年度までに解消するという政府の決意ないしは解消の期限を伺つておきたいと思ひます。

○説明員(馬場久萬男君) 御指摘のとおり、政府売り渡し価格の引き上げをこの二月の二十五日からいたします。それによりまして、従来言われております逆ざやは五・六から一・九へ下がるわけでございます。ただ、この逆ざやのあり方につきましても、先生御承知のように消費者米価の問題ということではいろいろと米価審議會等においても議論がございますので、いつまでにどうするとい

うことをこの時点で申し上げることは差し控えさせていただきますと思ひます。

○近藤忠孝君 この法案は農家の税金に関する問題です、今農家が一番関心を持つてるところに絞つて質問したいと思ひます。

それは、確定申告、それについてことしから収支内訳書を添付することになりました。これについては、特に農家については大変過大になるんじゃないかということが問題になつて、当委員会では特に収支内訳書ということ特定しまして附帯決議で、過大な負担になつてはならない、そういうことだつたんです。ところが、実際に今配付されている「収支内訳書の書きかた」、これを見ますと、大蔵省令で決まつて五項目のほかに何と十数項目も記入しなきゃならない、こういう事態なんです。これはもう明らかに過大な負担になつておられる。これは当委員会の附帯決議に反するんじゃないか、こう思ふんです。

それで、聞いてみますと、いや、大蔵省令で決まつて五項目に書いていただければいいんで、あとは自由です。これについてはむしろ大蔵省としてはお願いする立場でございます。お願いする立場ならお願いするらしく、そういうことをはつきり示すのがこれは常識です。全然そうならないんです。一体どうなつておられるのか御説明いただきたいと思ふんです。

○政府委員(宮尾一郎君) 五十九年度の申告から添付していただくことになりました収支内訳書の問題につきましても、私も初めてのことでございしますが、従来から一応ある程度のことではございしますが、法律に基づくものとしては初めてでございます。ですから、できるだけその辺につきましても誤解のないようにということ、私もとしましては基本的には、法定の記載事項につきましてはこれはわかるように黒枠等で表示をし、そのほか所得の計算をいたします際に参考になることが幾つかございしますので、それについてもできるだけこれは御協力をいただくということで、記載事項を設けてございします。

所得の金額を計算することは法定の記載事項だけでは必ずしも不十分な面がございますので、計算過程のプロセスを私も御開示をいたしたいと思います。意味で、できるだけそれらの項目につきましても御記入をいただけて出していただくというふうにお願ひをしておりますが、私どもの基本的な立場でございます。

○近藤忠孝君 そのお願いがどこに書いてあるかと聞きましたら、この横の方の小さい欄に、「収支内訳書の該当する箇所にそれぞれ記入してください」と。ところが、みんなそれは任意まで書いてしまふんです。書かなきゃいかぬと思ふんです。ただ、今の法定というのは、「なお、収支内訳書の太枠の箇所に該当する」「方は、必ず記入してください」。この「必ず」とあるのがこれが法的な義務だ、この文章を読んでそう読むのはこれはエリートコースを歩んで税金を取ることを考へておられる方だけじゃないかと私は思ふんです。そういう点では、こういう義務なきことをやばり要求していることで、ひとつこれから徹底するようにしていただきたい、こう思ひます。

それから、もう時間がないんですが、あと、収入金課税がふえているんですが、これは特に必要経費には大きな個人差、地域差があるんです。實際経費のみを標準として定めることは實際に合わない面も出ておられるんです。

そこで三点質問します。

この仮定所得率や一定経費について、地域や個別の事情に合わせるよう努めるべきではないか。

第二点。必要経費の標準を策定する場合に、当該地域の農民などの意見をよく聞いて民主的に策定すべきではないか。

第三点。税務署が策定する場合においても、当該仮定所得率、一定経費の項目別内訳を明示するなど、納税者の納得の上に立つて進めるべきではないか。

以上について簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮尾一郎君) 農業所得標準は、従来、

例えば面積であるとかそういうものに基いて算定するのが基本でございましたが、最近の農業経営の非常な多様化に伴ひましてそれだけでは必ずしも十分でないし適正でないという面から、私もとしては収入金を基本にした標準というものをつくりまして、これで申告をしていただくというふうにしております。私もとしましては、これをやります際には、いろいろな資料、それから関係団体の御意見、そういうものを基本的な踏まえまして、十分実情に合ったものにするようにということで努力してございます。

これにつきまして、一応その収入金に基づきます標準の場合には、いわゆる比例経費的なものとそれから固定経費的なものと二つございしますが、そのいずれにつきましても、これはいろいろな基本的な農業経営のサンプル調査の結果に基づきまして一定の式を当てはめる、これが一番實際に合ったものではないかという感じがして、いわば帰納的に一定の方式を編み出して適用させていただいているというものでございしますので、それにつきまして基本的な考え方なりは関係団体の方にお示ししてございしますが、その経費の積算の内訳ということにつきましては、今私が申し上げましたような計算式の性格上正確にはなかなか御説明が難しい面もございします。ただ、結果として實際に即したものにしようという、また現実にはそういうものになつておられるというふうに私も考へておりますが、そういう意味で御理解いただければ幸ひでございます。

○青木茂君 これはすべて大蔵省の言うとおりであつて、大蔵省は、こんな税の理論をめちゃくちゃに壊してしまふ。これが農業収入による事業所得ならわかります。なぜ一時所得にしなけれはならないか。これは税の理論から見て全くもつて理由がつかないわけですね。大蔵省は何かというところすぐ税制調査会を引き合いに出して、税調に相談してというふうにお逃げになるわけだけれども、こういう問題は税調に出されませんでしたか。

○政府委員(大山綱明君) 私ども、国会で御議論

をいただきましたことにつきましては、春に開かれます税制調査会に全部整理をいたしました形で御披露をいたしております。この問題につきましてもその例外ではございません。

○青木茂君 そうすると、税調は何も言っておらぬわけですね、こういう問題については、言うべきことを言わぬで言わぬでもいいことを言う税調というものは、果たして必要であるのかどうか、大変に疑問です。

じゃ、仮にこの問題を給与所得者の税制、サラリーマンの税制と比較してみますと、私は、この転作奨励金が一時所得ならばボーナスだって一時所得だと思えます。グリコ、森永なんかもらえない場合だってある。それからボーナスだって、年金だとか健康保険の算定基礎に、年四回以下なら入れられないという歴史的事情がございましたわね。これは、ある意味においては、ボーナスが非継続性で一時所得の証明だと思えます。つまり、税の理論を一つ壊すとそういう問題がただだあつと派生してくるんですよ。これはどうお考えでしょうか。

○政府委員(大山綱明君) 先ほど来政務次官が答え申し上げておりますように、私どもとしては事業所得であると考えておりまして、したがって、議員提案でこういう形の法律が御提案され国会の意思として決定される、それにつきましてあえて反対しないというところに私どもの意をお酌み取りいただければと思います。

○青木茂君 堂々と大蔵省は自分の理論的意思を表明してください。あえて反対しない、——反対した、大蔵省は反対である、それを国会でいや賛成だと決めるならこれはいいと思うんです。あえて反対しないなんという腰の弱いことを言っておいて果たして国家財政の責任者としての責任が果たし得るかどうかという点については、私は大変に問題があると思います。それから、例えばサラリーマンのレイオフなんというのだって、もしそこからお金が出たら一時所得という考え方だって成り立ちますよ、これら

の転作奨励金が一時所得ならば、あるいは転動手当だってそうですよ。この理論的整合性というのが壊れるということの責任を大蔵省はどうお考えなんですか。

○政府委員(大山綱明君) 大変難しい御質問でございますが、先ほど申し上げましたことに尽きるわけでございます。この場合には、特に我が国農業の置かれた現状にかんがみて異例的政策に対して税負担を軽減するという側面も加味されて、政府としての見解であるということでございます。

○青木茂君 とにかく、農家の、農業所得者の税負担を軽減するというのに対して、それほど御理解を示すならば、サラリーマンの税負担を軽減するというのに対しては、御理解をいただきたい。それから、必要経費問題だって、これが必要経費なら、サラリーマンの転勤費用とか単身赴任に伴うコストだって当然必要経費ですよ、それを給与所得控除だ何だかなどでね。とにかくこれはトータルサンピンの拡大です。こういう不公平といふものを縮小されるどころか拡大をしておいて、総理自身が税の公正、公平の観点からシャープ以来の見直し、あるいは金がないから間接税だといふようなことを、国民が一体納得できるだろうかというところ。大蔵省が今までずっと御主張になつてきたものをこの問題は、ある意味において小さな問題かもしれないが、これで全面的にひっくり返されたと思うんです。これからは大蔵省は余り税のことをおっしゃらぬでほしいと思うんです。

終ります。

○委員長(藤井裕久君) 他に御発言もないようです。本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(藤井裕久君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤井裕久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十二分散会

十二月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、電機製品(OA機器等)への物品税課税反対に関する請願(第二二六号)(第二二七号)

一、非課税貯蓄制度の存続に関する請願(第二九一号)

第一二六号 昭和五十九年十二月四日受理

電機製品(OA機器等)への物品税課税反対に関する請願

請願者 福島市森合丹波谷地前四ノ一六
吉田康裕 外千四百九十九名

紹介議員 井上 計君

大蔵省は、昭和六十年年度予算編成の財源確保の手段として物品税の課税の強化を打ち出し、ワードプロセッサ、ファクシミリ、パソコンなどOA機器を中心に蛍光灯・電球・電池等の電機・電子製品についても新規課税を含む増税案を用意しつつある。ついては、電機産業の安定的成長及び雇用の安定確保のため、電機製品(OA機器等)への物品税の課税強化をしないようにされたい。

理由 既に電機産業は、物品税取の三割を負担しており、これ以上課税を強化することは税の公平を著しく損なうものである。また、課税対象、税率構成など

現行物品税体系は合理的基準を欠いており、これを放置したまま課税を強化することは税の不公平を増大し、租税制度に対する国民の不信を増大させることになる。内需の拡大をつうじての景気回復が求められているとき、かかる課税の強化はその回復を阻害し、ひいては雇用の安定を脅かすことになる。現行物品税制は、ぜい沢品、趣味・娯楽品、嗜好品といった課税物品の性質・用途が厳格に守られているわけではなく、実質的に大衆課税になつていくが、更に、新たに業務用・産業用機器まで課税しようとすることは税の本来の目的をはずれるものである。高度情報化社会の到来に伴い、それを担うべきOA機器に物品税を課することは成長途上にある産業の芽を摘むことになる。今回課税しようとしている製品は業務用であるとともに国民大衆にも広く普及しつつあり、これに課税することは消費者大衆などユーザーの負担を増大することになる。OA機器への課税は、国内市場から海外市場へのシフトを加速し、海外からの対日批判が拡大する恐れがある。

第一二七号 昭和五十九年十二月四日受理

電機製品(OA機器等)への物品税課税反対に関する請願

請願者 長野県上水内郡信濃町古海四、〇七七 佐藤恵子 外千四百九十九名

紹介議員 栗林 卓司君

この請願の趣旨は、第一二六号と同じである。

第二九一号 昭和五十九年十二月六日受理

非課税貯蓄制度の存続に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟県議会内 岩村卯一郎

紹介議員 長谷川 信君

郵便貯蓄非課税制度及び少額貯蓄非課税制度などの非課税貯蓄制度は、広く国民に定着し、財政投融資をつうじ、我が国の経済社会の発展に寄与してきた。現在、国においてこれら郵便貯蓄非課税

紹介議員 宮本 顯治君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四三七号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都国立市谷保五、〇九六ノ二
藤田洋一郎 外九百九十九名
紹介議員 横山 篤君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四三八号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都八王子市西寺方町一、〇〇
六ノ一七 今村美佐子 外千十三
名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四三九号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都青梅市木野下二ノ二三ノ
一 松尾純子 外千九百九十八名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四四〇号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都青梅市勝沼二ノ一六九ノ二
二 山田佐知子 外千名
紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四四一号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都青梅市勝沼二ノ一六九ノ二
二 山田佐知子 外千名
紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

請願者 東京都江東区大島一ノ一ノ九
〇四 赤沢美美子 外千十名
紹介議員 伏見 康治君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四五一号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都板橋区常盤台一ノ三八ノ一
九ノ三〇六 河野由布子 外千二
名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四五二号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 新潟県西蒲原郡黒崎町島原二、一
五ノ一三 奥山優子 外八百九十
名
紹介議員 志苔 裕君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四五三号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都世田谷区給田三ノ九ノ二ノ
七二三 石川順子 外千四十名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四五四号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 神奈川県鎌倉市長谷四ノ六ノ一九
阿僧田英照 外六千七百八十六名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四五五号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都青梅市梅郷六ノ一、三四二
堀越郁子 外千五十名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四五六号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 長野市平柴台八六 岡野和夫 外
千八十一名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四五七号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都中野区若宮一ノ二五ノ二
中島雅弘 外二千六名
紹介議員 中野 明君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四五八号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 川崎市中原区上丸子天神町七三
菊地晶子 外七千三百四十名
紹介議員 服部 信吾君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四五九号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 川崎市中原区井田八六三 石川嘉
輝 外九百名
紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四七三号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 大阪府豊中市清風荘一ノ七ノ六
瀬戸一恵 外千九百七十七名
紹介議員 中村 鋭一君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四七四号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 大阪府堺市庭代台二ノ二三 鳥井
順子 外千五百二名
紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四七五号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 川崎市中原区下小田中七二 竹田
洋子 外千名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四七六号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 鹿児島市谷山塩屋町七〇二ノ三四
田中清子 外五百二十七名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四七七号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 大阪市阿倍野区阿倍野筋一ノ七ノ
三四 木村朋義 外二千九百名
紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四七八号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都世田谷区八幡山一ノ一二
二 水元佳代 外三千二百二十四
名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四七九号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 川崎市多摩区生田七ノ一八ノ七
後藤善則 外二百九十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四八〇号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 新潟県柏崎市中央町六ノ一七 赤
沢京子 外千四百七十名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四八一号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都八王子市大和田町一ノ一
川瀬いとし 外千六百三十一名
紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四九三号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 栃木県宇都宮市宝木町一、六七
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

七ノ三一 福井美津子 外五千五
百十八名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四九四号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 長野県更埴市屋代一〇六ノ一二
金児登美子 外千七百二十三名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四九五号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 岡山市三浜町二ノ八ノ一九 岸本
知恵子 外千七百五十名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四九六号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願(二通)
請願者 滋賀県大津市北大路三ノ一ノ五
山田雅子 外四千八十一名
紹介議員 山田耕三郎君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四九七号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 川崎市中原区木月伊勢町二、一五
二 田邊肇 外二千九百七十九名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四九八号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇ノ
三三九 高橋恵子 外二千九百九
十八名
紹介議員 刈田 貞子君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第五〇三号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都港区海岸一ノ四ノ一七ノ四
二 清水良英 外千名
紹介議員 太田 淳夫君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第五〇四号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 兵庫県高砂市曾根町二、八三九ノ
一七 山本直美 外千七百六十名
紹介議員 坂山 映子君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第五〇五号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇ノ
三三九 高橋恵子 外二千九百九
十八名
紹介議員 刈田 貞子君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第五〇六号 昭和五十九年十二月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都町田市南成瀬一ノ一ノ一
一 水越康子 外千名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第五〇七号 昭和五十九年十二月十二日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 北九州市小倉南区徳力公団九六ノ
二〇一 江藤恭子 外一万八千五
百九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第五〇八号 昭和五十九年十二月十二日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願(二通)
請願者 宮城県仙台市福室内手前一ノ一
小野里子 外三十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第五〇九号 昭和五十九年十二月十二日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 川崎市高津区上作延二二二ノ二
高辻恵美子 外千名
紹介議員 美濃部亮吉君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第五一〇号 昭和五十九年十二月十二日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都杉並区井草二ノ一二ノ九
沼野正
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

紹介議員 内藤 功君

昭和五十五年三月に筑波研究学園都市へ移転した杉並区井草四丁目所在の元機械技術研究所跡地（以下跡地という。）は、同年五月の大蔵省の利用計画の大綱によつて、地下部分は卸売市場とし、地上部分は全面公園とする重層利用を図り、卸売市場設置にあつては周辺住民の生活環境保全に十分留意するものとする、との案が示された。これに基づいて行われた昭和五十六年十月公表の東京都の「仮称杉並・練馬新市場建設基本調査」の結果について、都当局はこの計画案は事実上断念せざるをえないと、説明した。しかるに都当局は、本年にいたり、新たな構想をもつて現在再び調査にとりかかつてゐる。この構想は、大蔵省の利用計画の大綱にすべての点で背反し、これは異質のもので、建造物が地上部分に三メートルも突出し、巨大な吹抜けなど開口し、場内に発生する汚染空気、悪臭、塵埃等の公害を周辺に拡散し、それは、地上市場と異ならない原形で周辺住民の生活環境保全は全く考慮外であり、また、地上部分は公園と称しながら人も鳥獣も近寄ることのできない詐称の公園ともいふべきものである。一方、杉並・練馬の青果物需給の現況は、過去の予測と異なり、人口減少（杉並区）、野菜はなれ、産地直送、生活協同組合、スーパーマーケットなど流通形態の多様化現象で市場経由取扱量は減少の傾向にある。このことは新市場整備計画の根幹にふれ、既成の住宅密集地に新市場の立地を求める緊急性は認められない。なお、都は跡地を市場整備計画で決定しているというが公示の文面のどこにも跡地を指定していない。このようなことから杉並・練馬新市場は、既設市場立体化拡充化等の方法で十分に充足が可能なものと考えられる。我々は、昭和五十五年九月以来、跡地の卸売市場建設案には公害を誘発し環境を破壊するものとして、また、第一種住居専用地域及び居住環境特別整備地域としての住民の生活と教育環境をより良く保全し、既に完成している住宅地を守るため反対してきた。ついで

した趣旨目的である防災用地の確保、交通公害の緩和及び周辺住民の生活環境保全向上等のため、総合対策をもつて、区内二跡地と同様に、避難広場を兼ねた緑のオープンスペース樹林公園とするよう措置をとられたい。

理由

(一)我々は昭和五十四年七月から杉並区跡地確保期成連盟（杉並区・杉並区議会・杉並町会連合会）が国及び都に対して行つた区内三跡地は避難広場を主体とした緑とオープンスペースとして確保することを内容とした請願・陳情に参加してきた。しかし、その後国有財産中央審議会の答申に基づき、大蔵省の跡地利用大綱が示され、そのなかでこの跡地は住民の意思に反し、重層利用として地下部分は卸売市場建設案となつてゐた。(二)更に、周辺住民の合意と理解を得る努力を意識して回避し、権力による強行を図つてゐる。周辺の定義が定かでないが、関連諸公害発生源からみて、影響を受ける半径五百メートルないし一キロメートル以内と仮定し、杉並区十二・練馬区七の計十九町会自治会と想定し、この区域内の住民が周辺住民と考える。本件跡地の処分については、特に、周辺住民の合意が必要であることが前提である。なお、都の事業に対しても住民の理解や承諾が必要であることはいうまでもないにもかかわらず、一部の行政当局や政党関係者はこの手続き交渉を避け、議會で可決した以上住民合意は必要がないと権力で強行する姿勢で終始してゐる。昭和五十五年一月に杉並区長が都の都市計画局長に出した公文書に周辺住民の理解を得よう一層の努力をされたといふと、本件について要請してゐるが、当時から今日まで、都の当局から理解はおろか合意を求める折衝は行われてゐない。我々は、三代にわたる中央卸売市場長と五回会談をもつたが、都は、それを住民に今回の調査を行う構想案を説明したのであるとして、調査に着手してゐる。このはざまに住民が受けている精神的苦痛は、はかり知れないものがある。(三)卸売市場は都が建設の主体で、公共事業体のようにいわれているが、政府関係機関

の刊行物で明らかになつて、一般的営利企業で、国民の貴重な跡地を、住民の意に反し住民の公益に優先して利用を認める合法的理由はない。(四)都は、市場審議会の審議を経て市場整備計画を公示し、これに基づいて跡地の新市場計画をすすめてゐるというが、この公示のなかに跡地を指定した文言はない。更に、都の所有に属していない土地をもとに計画は立てられない。

第五一九号 昭和五十九年十二月十二日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願

請願者 千葉県野田市七光台四三三 山下
清子 外千二百三十三名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第五二〇号 昭和五十九年十二月十二日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願

請願者 東京都世田谷区粕谷二ノ六ノ三六
山崎玲子 外千一名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第五二二号 昭和五十九年十二月十二日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願

請願者 川崎市中原区上丸子山王町一ノ
一、三九六 向山敏昭 外九百九
十名

紹介議員 中野 鉄造君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第五二三号 昭和五十九年十二月十二日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願

請願者 神奈川県海老名市中新田一七
びな団地一ノ七〇三 可知靖之

紹介議員 田淵 哲也君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第五三〇号 昭和五十九年十二月十二日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願

請願者 神奈川県秦野市南が丘二ノ二ノ七
ノ五〇六 乃一恵子 外三百名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第五三一号 昭和五十九年十二月十二日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願(二通)

請願者 広島県東広島市西条町口二〇四
ノ八三 秋田倍栄 外七千三百九
十九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第五三二号 昭和五十九年十二月十二日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願

請願者 京都市下京区四条通室町西入月鉾
町四七 今村周敏 外二千九百九
十九名

紹介議員 飯田 忠雄君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第五三四号 昭和五十九年十二月十二日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願

請願者 札幌市西区八軒六条西八ノ一ノ一
二 三野裕子 外二千五百十一名

紹介議員 皆野 久光君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第五三六号 昭和五十九年十二月十三日受理

請願者 福岡県田川市桜町一四ノ二〇 高尾美津子 外八千七百九十九名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第六三六号 昭和五十九年十二月十四日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 福島市渡利島谷下町八四 武藤三枝 外七百九十七名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第六三九号 昭和五十九年十二月十四日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都町田市森野五ノ二五ノ二六 松本直子 外千八名
紹介議員 藤原 房雄君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第六五〇号 昭和五十九年十二月十五日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 宮城県黒川郡富谷町富ヶ丘二ノ一 三ノ二一 室井勝雄 外九十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第六五一号 昭和五十九年十二月十五日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 川崎市麻生区多摩美一ノ八ノ五 藤井かず 外二千四百四十名
紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第六六〇号 昭和五十九年十二月十七日受理
自動車関係諸税の増税反対に関する請願

請願者 名古屋市港区南十一番町四ノ六ノ二 森隆廣 外二万名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第五九三号と同じである。

第六六一号 昭和五十九年十二月十七日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都板橋区前野町一ノ二〇ノ一 一、〇一八 岡林純 外千名
紹介議員 中西 珠子君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第六六二号 昭和五十九年十二月十七日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都練馬区大泉学園町一ノ六ノ三 平覚子 外千八百五十一名
紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第六六七号 昭和五十九年十二月十七日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都目黒区中目黒三ノ二〇ノ一 濱田ゆう子 外二千三百八十八名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第六六八号 昭和五十九年十二月十七日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 群馬県高崎市貝沢町六三ノ一 長瀬誠一 外九十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第六六九号 昭和五十九年十二月十七日受理
自動車関係諸税の増税反対に関する請願

第七一〇号 昭和五十九年十二月十八日受理
自動車関係諸税の増税反対に関する請願
請願者 広島県安芸郡府中町鹿籠二ノ二ノ八 藤本秀人 外二万名
紹介議員 堀出 啓典君
この請願の趣旨は、第五九三号と同じである。

第六八二号 昭和五十九年十二月十七日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 愛知県稲沢市稲沢町北山二ノ二一ノ四 小松節子 外九百四十四名
紹介議員 高木健太郎君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第六九一号 昭和五十九年十二月十八日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都新宿区上落合三ノ二二ノ一 九 平井雅士 外千八名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第六九二号 昭和五十九年十二月十八日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都世田谷区千歳台五ノ八ノ二 七 今井朝子 外二百九十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第七〇九号 昭和五十九年十二月十八日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都板橋区上板橋二ノ四七ノ一 一〇三 大橋恵美子 外二千二十名
紹介議員 木本平八郎君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第七一〇号 昭和五十九年十二月十八日受理
自動車関係諸税の増税反対に関する請願
請願者 静岡県浜松市天竜川町一二四 野瀬和朗 外二万名
紹介議員 田淵 哲也君
この請願の趣旨は、第五九三号と同じである。

第七二七号 昭和五十九年十二月十八日受理
少額貯蓄非課税制度の見直しに関する請願
請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議
会内 山本保
紹介議員 加藤 武徳君
政府税制調査会では、郵便貯金やマル優などの少額貯蓄非課税制度の見直しを検討しているが、非課税貯蓄制度が国民の少額貯蓄を保護し、我が国の貯蓄に貢献し、国民生活の安定をもたらす、福祉向上に果たしている役割は大きい。この制度が悪用されることは防止しなければならないが、自助努力を奨励し、住民の経済的安定を図るため、制度の存続は必要である。よって、少額貯蓄非課税制度の見直しについて、慎重な検討を行うよう強く要望する。

第七三八号 昭和五十九年十二月十八日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 大分県佐伯市若宮区四班 徳永貴子 外千二百七十名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第七五〇号 昭和五十九年十二月十九日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都世田谷区北島山一ノ四二ノ一 八 谷岡公子 外千七名
紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第五部 大蔵委員会会議録第三号 昭和六十年二月十二日【参議院】

第七九六号 昭和五十九年十二月十九日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 札幌市豊平区三条一丁目アペビル
一、〇〇四 鎌田勉 外九十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第七九七号 昭和五十九年十二月十九日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願(二通)
請願者 大阪府池田市豊島北一ノ二ノ三五
中尾信子 外四百六十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第八二四号 昭和五十九年十二月十九日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 和歌山県日高郡美山村初湯川二一
三ノ九〇 池本雅信 外八十二名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第八二五号 昭和五十九年十二月十九日受理
自動車関係諸税の増税反対に関する請願
請願者 大阪府吹田市内本町一ノ一五ノ九
面田真一 外二万名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第五九三号と同じである。

第八三三三号 昭和五十九年十二月十九日受理
自動車関係諸税の増税反対に関する請願
請願者 川崎市宮前区土橋三ノ二七ノ一四
谷俊夫 外二万名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第五九三号と同じである。

第八三四号 昭和五十九年十二月十九日受理
自動車関係諸税の増税反対に関する請願
請願者 横浜市神奈川区子安台二ノ八ノ一
六 大月昇 外二万名
紹介議員 松垣徳太郎君
この請願の趣旨は、第五九三号と同じである。

第八四六号 昭和五十九年十二月二十日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 川崎市多摩区寺尾台二ノ八ノ一
原富美子 外三千四十八名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第八四七号 昭和五十九年十二月二十日受理
自動車関係諸税の増税反対に関する請願(二通)
請願者 神奈川県横須賀市汐入町五ノ一六
半田幸夫 外三万九千九百九十九
名
紹介議員 栗林 卓司君
この請願の趣旨は、第五九三号と同じである。

第八九六号 昭和五十九年十二月二十日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 京都府長岡京市長法寺清水ヶ瀬五
ノ三八 森本邦子 外二千四百十
五名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第九二三号 昭和五十九年十二月二十日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 川崎市川崎区小田一ノ四ノ一四
斎藤美保子 外九百九十九名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第九二四号 昭和五十九年十二月二十日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都世田谷区千歳台二ノ四三ノ
一五 山田恵子 外九十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

二月一日日本委員会に左の案件が付託された。
一、舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税
撤廃に関する請願(第九七九号)(第一〇四八
号)(第一〇六七号)(第一〇六八号)(第一〇八
二号)
一、大企業本位の不公平税制は正等に関する請
願(第一〇九六号)
一、舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税
撤廃に関する請願(第一〇九号)(第一一二
二号)(第一一四八号)(第一一五七号)
一、自動車関係諸税の増税反対に関する請願(第
一一七号)
一、舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税
撤廃に関する請願(第一一八八号)(第一一九
一号)(第一一九六号)(第一一九八号)(第一二
一一号)
一、増税・公共料金値上げによらない増税なき
財政再建に関する請願(第一二二二号)(第一
二二三号)
一、舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税
撤廃に関する請願(第一二二六号)(第一二五
五号)
一、増税・公共料金値上げによらない増税なき
財政再建に関する請願(第一二五五号)(第一
二五七号)(第一二六二号)(第一二六六号)(第
一二七二号)(第一二七四号)
一、舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税
撤廃に関する請願(第一二七六号)
一、増税・公共料金値上げによらない増税なき
財政再建に関する請願(第一二八〇号)(第一

第九七九号 昭和五十九年十二月二十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 名古屋市中区清水一ノ二〇ノ一五
宮尾弘子 外九十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第一〇四八号 昭和五十九年十二月二十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 大阪府八尾市末広町四ノ四ノ一五
小林たま 外九十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第一〇六七号 昭和五十九年十二月二十四日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 神奈川県横須賀市鷹取町二ノ二
高橋信之 外千名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第一〇六八号 昭和五十九年十二月二十四日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都世田谷区松原一ノ五三ノ五
ノ九〇五 内田香代子 外九百八
十名
紹介議員 大川 清幸君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第一〇八二号 昭和五十九年十二月二十四日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 群馬県高崎市井野町五六ノ四五

第一〇八二号 昭和五十九年十二月二十四日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 群馬県高崎市井野町五六ノ四五

第一〇八二号 昭和五十九年十二月二十四日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 群馬県高崎市井野町五六ノ四五

第一〇八二号 昭和五十九年十二月二十四日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に
関する請願
請願者 群馬県高崎市井野町五六ノ四五

吉井淳子 外九十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第一〇九六号 昭和五十九年十二月二十五日受理
大企業本位の不公平税制は正等に関する請願(二通)

請願者 静岡県富士市松本一〇二ノ八 佐野俊彦 外一万二千六百四十名
紹介議員 青木 新次君
大企業本位の不公平税制を是正し、増税や公共料金の引上げはしないようにされたい。

第一〇九号 昭和五十九年十二月二十五日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に関する請願

請願者 川崎市宮前区土橋二ノ一三ノ八 伊井ミネ 外千名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第一一二二号 昭和五十九年十二月二十六日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に関する請願

請願者 大阪府東大阪市御厨東二ノ一〇ノ四 三 鳥居百重 外二千五十名
紹介議員 田代富士男君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第一一四八号 昭和五十九年十二月二十六日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都北区王子六ノ二ノ四〇四 三 浦さち子 外千四百七十四名
紹介議員 黒柳 明君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第一一五七号 昭和五十九年十二月二十七日受理
第五部 大蔵委員会会議録第三号 昭和六十年二月十二日【参議院】

舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に関する請願
請願者 名古屋市中区若菜通三ノ一九 原田すず子 外九十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第一一七一号 昭和五十九年十二月二十七日受理
自動車関係諸税の増税反対に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市佐野町三ノ五七 林忠 外二万名
紹介議員 古賀雷四郎君
この請願の趣旨は、第五九三号と同じである。

第一一八八号 昭和五十九年十二月二十八日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に関する請願

請願者 大阪府東大阪市永和二ノ一七ノ一 四 牧浦理恵子 外九十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第一一九一号 昭和六十年一月七日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に関する請願

請願者 岐阜市鍵屋東町二ノ七 大野米子 外二百九十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第一一九六号 昭和六十年一月八日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都板橋区板橋二ノ六五ノ一二 鈴木優 外九十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第一一九八号 昭和六十年一月九日受理

舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に関する請願
請願者 埼玉県川口市根岸三、〇六三 清水久嗣 外百九十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第一二二一号 昭和六十年一月十一日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都板橋区中台二ノ四一ノ九 大竹栄三 外百九十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第一二二二号 昭和六十年一月十四日受理
増税・公共料金値上げによらない増税なき財政再建に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市平松本町八一ノ三四 吉沢常位 外四千九百九十九名
紹介議員 鈴木 一弘君
政府は増税なき財政再建を掲げながらも広告税、電話利用税、運転免許税などの新設や物品税の対象拡大、マル優の見直し、自動車取得税の引上げなど財源確保策を検討している。また、昨年は国鉄運賃、国立大学授業料など、大型公共料金が引き上げられたにもかかわらず、今年も引き続き国鉄運賃、国立大学入学金など教育費、更に消費者米価の引上げ等が検討されている。昨年に続く増税が個人消費に大きな打撃を与えることとなり、公共料金の引き上げが、消費者物価全体の落着きムードに反して物価上昇の元凶となることは明白である。ついでには、このような増税、公共料金の引き上げ等によらない財政再建を確立されたい。

第一二二三号 昭和六十年一月十四日受理
増税・公共料金値上げによらない増税なき財政再建に関する請願

請願者 栃木県安蘇郡田沼町白岩五六七 亀山定司 外千四百九十九名
紹介議員 太田 淳夫君
この請願の趣旨は、第一二二二号と同じである。

第一二二六号 昭和六十年一月十四日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都保谷市下保谷一ノ九ノ八 河西輝一 外九十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第一二二五号 昭和六十年一月十六日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都世田谷区船橋七ノ一ノ一〇 五一〇 酒井嗣方 外百三十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第一二五六号 昭和六十年一月十六日受理
増税・公共料金値上げによらない増税なき財政再建に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市六道町八ノ七 山崎ツキ 外九十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第一二二二二号と同じである。

第一二五七号 昭和六十年一月十六日受理
増税・公共料金値上げによらない増税なき財政再建に関する請願

請願者 栃木県鹿沼市麻苧町一、五七九 渡辺順一 外五千名
紹介議員 太田 淳夫君
この請願の趣旨は、第一二二三二号と同じである。

第一二六二号 昭和六十年一月十七日受理
増税・公共料金値上げによらない増税なき財政再建に関する請願

第五部 大蔵委員会会議録第三号 昭和六十年二月十二日【参議院】

一五

建に関する請願

請願者 栃木市小野口町三五〇ノ二 関口

紹介議員 惣一 外四千九百九十九名

この請願の趣旨は、第一二二二一と同一である。

第二二六号 昭和六十年一月十七日受理

増税・公共料金値上げによらない増税なき財政再

建に関する請願

請願者 栃木県大田原市中田原一、六一四

ノ一二 池沢次義 外四千九百九十九名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第一二二二一と同一である。

第二二七二号 昭和六十年一月十八日受理

増税・公共料金値上げによらない増税なき財政再

建に関する請願

請願者 栃木県小山市神鳥谷一四八 船山

ヨシ子 外二百九十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一二二二一と同一である。

第二二七四号 昭和六十年一月十九日受理

増税・公共料金値上げによらない増税なき財政再

建に関する請願

請願者 栃木県小山市神鳥谷九九一 栃木

サタ子 外九十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一二二二一と同一である。

第一二七六号 昭和六十年一月十九日受理

舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に

関する請願

請願者 東京都港区白金台五ノ一九ノ一ノ

三〇一 羽毛田多恵子 外千五百二十八名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第二二八〇号 昭和六十年一月二十一日受理

増税・公共料金値上げによらない増税なき財政再

建に関する請願

請願者 栃木県那須郡烏山町旭一ノ七ノ八

桶川弘 外千五百名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第一二二二一と同一である。

第二二九一号 昭和六十年一月二十二日受理

増税・公共料金値上げによらない増税なき財政再

建に関する請願

請願者 栃木県鹿沼市府所町一八八 長山

トモ 外八百二十九名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第一二二二一と同一である。

二月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、増税・公共料金値上げによらない増税なき

財政再建に関する請願(第一二二二一)

一、舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場

税撤廃に関する請願(第一二二二六)(第一四

二二二)

一、増税・公共料金値上げによらない増税なき

財政再建に関する請願(第一四一三三)(第一

四一四)

第一三一九号 昭和六十年一月二十八日受理

増税・公共料金値上げによらない増税なき財政再

建に関する請願

請願者 栃木県小山市横倉新田七ノ五〇

鎌田スミエ 外二百六十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一二二二一と同一である。

第一三二六号 昭和六十年一月二十八日受理

舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃

に関する請願

請願者 東京都中央区佃二ノ一二ノ一二

六〇二 養輪彰一 外千十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第一四二二号 昭和六十年一月三十一日受理

舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃

に関する請願

請願者 鹿児島市中央町四ノ二二 海江田

作哉 外二百三十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第一四一三三号 昭和六十年一月三十一日受理

増税・公共料金値上げによらない増税なき財政再建に関する請願

請願者 栃木県足利市島田町四九七 今泉

照江 外二千名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第一二二二一と同一である。

第一四一四号 昭和六十年一月三十一日受理

増税・公共料金値上げによらない増税なき財政再建に関する請願

請願者 栃木県小山市駅南町三ノ二ノ一七

川崎桂子 外百四十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一二二二一と同一である。

二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金

についての所得税及び法人税の臨時特例に關する法律案(衆)

昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金に

ついての所得税及び法人税の臨時特例に關する法律案

昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金

についての所得税及び法人税の臨時特例に

關する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府から昭和五十九年度の水田

利用再編奨励補助金の交付を受けた場合には、

当該個人の昭和五十九年度の所得税に於いて

は、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四

十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定

する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、

その交付の要因となつた農地に係る損失又は費

用として大蔵省令で定めるものの額は、その交

付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当

該一時所得に係る同条第二項の支出した金額と

みなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九

号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、

政府から昭和五十九年度の水田利用再編奨励補

助金の交付を受けたものが、その交付を受けた

日の属する事業年度においてその受けた金額を

もつて固定資産の取得又は改良をした場合にお

いて、その固定資産につき、その取得又は改良

に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経

理により減額し、又は当該金額以下の金額を政

令で定める方法により経理したときにおける法

人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の

適用については、政令で定めるところにより、

その減額し又は経理した金額に相当する金額

は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金

の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項

の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の

属する事業年度の翌事業年度開始の日からその

交付を受けた日以後二年を経過する日までの期

間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取

得又は改良をした場合について準用する。この

場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約九億円である。

二月九日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は同日)

一、昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆)

昭和六十年二月十六日印刷

昭和六十年二月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P